

3月市議会定例会報告

3月市議会定例会が、3月3日から20日まで、18日間の会期で開催されました。

この議会では、専決処分報告1件、条例案17件、予算案15件、事件案1件、人事案2件の合わせて36件が審議されました。予算案1件が修正案で可決され、その他の議案は原案どおり可決されました。主な内容をお知らせします。

条例

「中野市特別職の職員等の給与に関する条例」の一部改正

「中野市特別職報酬等審議会」の



答申に基づき、特別職のうち、常勤の特別職の職員および教育長の給料ならびに議会の議員の報酬を改定するなど、所要の改正を行いました。

「中野市福祉医療費給付金条例」の一部改正

県の補助基準の見直しに合わせ、市の補助基準における精神障害者保健福祉手帳交付者のうち、障害等級が1級および2級に該当する者と、父子家庭の父子に該当する者に係る所得制限を無くすため、所要の改正を行いました。

「中野市介護保険条例」の一部改正

「介護保険法」の改正に伴い、介護保険料率の区分を改めるなど、所要の改正を行いました。

補正予算

《一般会計(第8号)》

平成26年度の一般会計予算に7985万4千円を増額し、補正後の予算総額を208億6160万3千円としました。

主な歳出の内容は次のとおりです。
《総務費》

●企画費および国際・都市間交流では、ふるさと寄附金が増額になったため、積立金および謝礼の経費を増

額

《土木費》

●除雪事業費では、1月分の除排雪経費については先に専決処分した経費で処理しましたが、今後見込まれる2・3月分の除排雪経費などを1億円と見込み計上

そのほか、繰越明許費の設定

《一般会計(第9号)》

国の平成26年度補正予算において、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援助交付金」が創設されたことなどに対応するため、平成26年度の一般会計予算に1億5478万4千円を増額し、補正後の予算総額を210億1638万7千円としました。主な歳出の内容は次のとおりです。

《総務費》

●中野市版総合戦略策定事業費および空き家活用事業費として1035万5千円の追加

《民生費》

●低所得者への商品券の給付事業および子育て応援ガイドブックのリニューアル事業費として4519万3千円の追加

《労働費》

●女性のための再就職支援などの雇用促進事業費として503万円の追加

《農林水産業費》

●新規就農者への支援事業や農産物のPRなど販路拡大に向けた売れる農業推進事業費として3020万6千円の追加

《商工費》

●20%分のプレミアムを加算する商品券2億5200万円分を発行するほか、外国人留学生招致事業や観光ボランティア育成事業費として5590万円の追加

《消防費》

●消防施設維持整備事業費として810万円の追加

そのほか、繰越明許費の設定

《特別会計》

《介護保険事業》

●介護保険制度の改正に伴い、介護保険システムの改修経費を計上

計画の変更

中野市辺地対策総合整備計画の変更
地滑りによる路肩崩落の修繕など、辺地の総合整備計画の対象事業や事業費の計画の変更に当たり、議会の議決を得ました。

人事

《監査委員》

井本久夫委員の任期満了に伴い、引き続き井本久夫氏を選任することについて議会の同意を得ました。

《人権擁護委員》

丸山正光委員の任期満了による次期委員の推薦依頼があつたことに伴い、後任に丸山康憲氏を候補者として推薦することが適任と認められました。

固定資産税 固定資産の縦覧と 縦覧ができません

【縦覧制度】

縦覧帳簿に記載されている他人の土地や家屋の評価額を公開することで、固定資産税の納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかを比較できる制度です。（帳簿の複写はできません。）

縦覧できる期間 4月30日(木)まで
(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

縦覧できる方 固定資産税の納税者。なお、土地の納税者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋の納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」、土地・家屋の納税者はそれぞれの帳簿を縦覧できます。

縦覧できる内容

- ①土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格
- ②家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧に必要なもの

- ①固定資産税の納税者は、運転免許証や保険証などの身分証明書
- ②固定資産税納税者の代理人の方は、納税者の委任状および代理人の運転免許証や保険証などの身分証明書

【閲覧制度】

納税義務者が、固定資産税台帳に登録された自己資産の内容を確認できる制度です。また、借地人、借家人の方も借用物件の閲覧ができます。

閲覧できる期間 平成28年3月31日(木)まで(土・日・祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
閲覧できる方 固定資産税の納税義務者、納税管理人、破産管財人、借地人、借家人
縦覧に必要なもの

①固定資産税の納税義務者は、運転免許証や保険証などの身分証明書

②固定資産税納税義務者の代理人の方は、納税義務者の委任状および代理人の運転免許証や保険証などの身分証明書

③借地・借家人は、賃貸借契約書および運転免許証や保険証などの身分証明書

④相続人は、戸籍謄本など相続関係が分かるものおよび運転免許証や保険証などの身分証明書

●縦覧・閲覧手数料 無料
●縦覧・閲覧場所 税務課または豊田支所地域振興課

※固定資産税の対象となる土地と家屋は、資産価格の変動に対応して評価額の見直しをするため、原則として3年ごとの基準年度に評価替えが行われます。平成27年度は評価替えの年に当たります。評価替えなどにより前年度の税額と変更になることがあります。ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先
税務課資産係
☎21111 (内線226)

税金 市税の納め忘れはありませんか

市税は納期内に納めましょう

市税は、市のさまざまな事業を行うための財源として、所得や資産などの状況に応じ、皆さんに公平に負担していただいています。

4月から、平成27年度の市税が順次課税されますが、本紙に挟み込んでいる「平成27年度中野市市税公共料金納付計画表」を毎月の納付計画にお役立ていただき、納期内に納付にご協力をお願いします。

なお、納期内に納付していただけない場合は、納付していただいた方との不公平をなくし、税負担の公平性を確保するため、さまざまな行政サービスを受けられない場合があるほか、市では次のような滞納整理を行ってまいります。

◆督促状の送達

納期限を過ぎても納付いただけない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。
この場合、督促手数料(100円)が加算されます。

◆延滞金の加算

納期限を過ぎると、納付になるまでの間、本税のほかに延滞金が法律に定められた割合で加算されていきます。

◆滞納処分(財産の差し押さえ)

自主納付いただけずに市税が滞納となった場合には、法律に基づき滞納者の各種財産を調査し、差し押さえなどの滞納処分により強制徴収することになります。

市は、長野県地方税滞納整理機構と協力し、滞納者の預貯金、給与、不動産などの差し押さえを行っています。また、差し押さえられた動産や不動産は公売により売却しています。

○便利な「口座振替」

市税の納め忘れがないように、便利で安心な口座振替をお勧めします。
取扱金融機関

(株)八十二銀行、中野市農業協同組合、北信州みゆき農業協同組合、長野信用金庫、(株)長野銀行、長野県信用組合、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行(長野県・新潟県内に限る)

○コンビニ納付

納期限内の納付であれば、コンビニエンスストアでも市税の納付ができます。(合計金額30万円まで) 24時間、土・日・祝日も受け付けできますのでご利用ください。

問い合わせ先
税務課収納係
☎21111 (内線227・228)